

1. 日 時 1998年9月8日（火）10:30～12:00

2. 場 所 委員会会議室

3. 出席者 藤家委員長代理、依田委員、遠藤委員、木元委員

（事務局等）科学技術庁

原子力局

政策課 中川、坂本

原子力調査室 森本室長、板倉、村上、池亀

動力炉開発課 森口課長、増子、犬塚

原子力安全局

原子力安全課 中村

原子炉規制課 渡邊

通商産業省資源エネルギー庁

原子力産業課 斉藤企画官

原子力発電安全企画審査課

伊藤統括安全審査官、小山、有村

吉鐘専門委員

4. 議 題

- （1）東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所の原子炉の設置変更（1号、2号、3号、4号、5号、6号及び7号原子炉施設の変更）について（諮問）
- （2）四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）について（諮問）
- （3）核燃料サイクル開発機構の基本方針について
- （4）平成11年度原子力関係経費の見積りについて
- （5）核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第23条第1項第4号に規定する研究開発段階にある原子炉を定める政令の改正について（諮問）
- （6）その他

5. 配布資料

- 資料1-1 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所の原子炉の設置変更（1号、2号、3号、4号、5号、6号及び7号原子炉施設の変更）について（諮問）
- 資料1-2 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所原子炉設置変更許可申請（1号、2号、3号、4号、5号、6号及び7号原子炉施設の変更）の概要
- 資料2-1 四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）について（諮問）
- 資料2-2 四国電力株式会社伊方発電所原子炉設置変更許可申請（1号、2号及

び3号原子炉施設の変更)の概要について

資料3 核燃料サイクル開発機構の業務に関する基本方針について

資料4 平成11年度原子力関係経費の見積りについて

資料5 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第23条第1項第4号に規定する研究開発段階にある原子炉を定める政令の改正について(諮問)

資料6 第49回原子力委員会定例会議議事録(案)

配布資料 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第23条第1項第4号に規定する研究開発段階にある原子炉を定める政令の改正について(答申)(案)

6. 審議事項

(1) 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所の原子炉の設置変更(1号、2号、3号、4号、5号、6号及び7号原子炉施設の変更)について(諮問)

平成10年9月4日付け平成10-03-31資第99号をもって通商産業大臣から諮問を受けた標記の件について、通商産業省より資料1-1及び資料1-2に基づき説明があった。これに対し、

・海水淡水化装置を撤去する理由は、

(通産省)当原発の運転開始時、ダム建設の遅れから水の供給不足が懸念されていたために淡水化装置を設置した。その後、市水道の拡張工事が行われ、必要な水量が確保できたので、ここ数年、淡水化装置は使用していなかったため、撤去の申請を行うに至った。他に水道水を利用している例としては、中国電力等がある。

・8×8燃料から9×9燃料に変更した理由は、

(通産省)燃料中のウラン235の濃縮度を上げ、放射性廃棄物の排出量を減らすため。燃焼の濃縮度を高めると、熱が多く出て温度が上昇しやすくなるので、冷却水との接触面積を増すために9×9燃料にした。

・部分長燃料棒を採用した理由。

(通産省)水と燃料の比を改善するため、また燃料上部の方が出力が高いため、上部1/3を短くしている。

等の質疑応答及び委員の意見があり、引き続き審議することとなった。

注) 本件申請に係る変更は以下の通り

① 1号、2号、3号、4号、5号、6号及び7号原子炉に9×9燃料を取替燃料として採用する。

② 2号、3号、4号及び5号炉にハフニウムフラットチューブ型の新型制御棒を採用する。

③ 1号、2号、3号、4号、5号、6号及び7号炉共用の海水淡水化装置を撤去する。

(2) 四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更(1号、2号及び3号原子炉施設の変更)について(諮問)

平成10年9月4日付け平成10-05-07資第6号をもって通商産業大臣から諮問を受けた標記の件について、通商産業省より資料2-1及び資料2-2に基

づき説明があった。これに対し、

- ・伊方の使用済燃料ピットは余裕があるか。

(通産省)現状では六ヶ所工場への搬出があれば、平成17年までは大丈夫だが、今回それを改善して数十年延長する。

- ・1,2号の稠密化の余地は残っているか。

(通産省)残っている。

等の質疑応答及び委員の意見があり、引き続き審議することとした。

注) 本件申請に係る変更は以下のとおり。

- ① 1号炉、2号炉及び3号炉の使用済燃料の貯蔵裕度を確保するため、3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備(1号、2号及び3号炉共用)の貯蔵能力を変更する。

- ② 1号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに際し、出力分布調整用制御棒クラスタ駆動装置を撤去する。

- ③ 1号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い、取り外した原子炉容器上部ふた等を蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。

(3) 核燃料サイクル開発機構の業務に関する基本方針について

平成10年9月8日付け10原第158号をもって内閣総理大臣より付議があった標記の件について、勅開課より資料3に基づき説明があった。これに対し、

- ・非常にすっきりして、解り易くなった。細かく事例を規定しない方が柔軟に対応できる。文中に何ヶ所か、今後の原子力委員会の検討を踏まえとあり、委員会の責任を重く感じる。

- ・原子力委員会のまとめた新法人の業務のあり方と基本的に同じなので、異論はない。

- ・今回の様に、総理大臣から意見を聴かれる場合、総理大臣と原子力委員会、関係省庁との間で行われる手続きが分かりにくい。

等の質疑応答及び委員の意見があり、引き続き審議することとした。

(4) 平成11年度原子力関係経費の見積りについて

標記の件について、事務局より資料4に基づき説明があった。これに対し、

- ・来年ある時期に、定性的なものでよいので予算の執行状況についてうかがいたい。

- ・広報関係経費については、費用対効果を考えて使って欲しい。その他の事業の執行においても評価が必要。

(事務局) 広報のように、効果をすぐ評価すべきようなものもあるが、研究開発の成果となると、もう少し長い目で考えなければならない。予算執行の方の整理となると現行の予算制度のなかで難しいところもあるが、どのようなことができるか考えたい。

- ・単年度予算という限界はあるが、工夫を考えてほしい。

- ・無駄な予算を削った人が評価されるようにならない。

- ・来年度要求はこれでよいが、再来年度要求は、長計改定も予想されており、その観点から21世紀をにらんだ全体像を考える必要がある。例えば、「具体的施策」の「核不拡散対策の充実強化」というのは冷戦時代の感覚であって、

冷戦終結後の現在はこのような表現は不十分と思われる。また、15頁の「原子力科学技術の多様な展開と・・・」の部分は、重要な部分でありそれなりの取り扱いが必要。来年度の予算要求にあたっては、項目立て等も含めある程度考える必要がある。

(事務局)この項目たては、現行長計に沿ったものであり、これに関連する検討状況等も念頭におく必要がある。

等の質疑応答及び委員の意見があり、引き続き審議することとした。

- (5) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第23条第1項第4号に規定する研究開発段階にある原子炉を定める政令の改正について(諮問)

平成10年9月4日付け10安(原規)第205号、平成10・09・04資第1号、海査第423号をもって内閣総理大臣、通商産業大臣及び運輸大臣より諮問があった標記の件については、改正の内容が閣議決定まで非公開とされていることから、非公開で審議することとした上で、安全課より資料5に基づき説明があった。これに対し、

・特定型原子炉以外の炉とは。

(安全課)現在のところ、具体的なものはない。

・本改正は、動力炉核燃料開発事業団法の改正に伴う所定の変更であり、了承することにする。

等の質疑応答があり、審議の結果、標記の件については妥当なものと認め、配布資料案通り内閣総理大臣、通商産業大臣及び運輸大臣あて答申することとなった。

- (6) 議事録の確認

事務局作成の資料6第49回原子力委員会定例会議議事録(案)については、次回に確認することとなった。

なお、事務局より、次回は9月11日(金)に臨時会議を10:30から開催する方向で調整したい旨発言があった。